

福井県大工等技能者断熱施工講習会実施要領

（目的）

第1条 この要領は、ふくいエコはびねす住宅の普及を図るため、木造住宅の断熱施工および気密施工に関する講習会（以下「講習会」という。）を実施し、正しい断熱施工技術を習得した大工等技能者を育成し、普及に向けた体制を整備することを目的とする。

（開催日時および開催場所）

第2条 講習会の開催日時および開催場所は、福井県土木部建築住宅課のホームページで公示する。

（講習会の対象者）

第3条 講習会の対象者は、福井県内で木造住宅の断熱・気密施工に携わる大工等技能者（以下「講習会受講者」という。）とする。ただし、木造住宅の設計に携わる設計者、施工管理に携わる施工管理者等（以下「見学者」という。）の見学も可能とする。

（講習会の内容）

第4条 講習会受講者は、講習用のモックアップ(小規模躯体)を用いて、実際に施工を行い、木造住宅の断熱施工および気密施工に関する正しい技術を学ぶものとする。

2 講習会の内容は次のとおりとする。

- (1) 断熱施工および気密施工に関わる座学
- (2) 断熱施工および気密施工の実技講習
- (3) 気密測定の実演見学（もしくは動画視聴）
- (4) 理解度チェックテスト

（講習会の受講料）

第5条 講習会の受講料は無料とする。

（講習会の申込方法と受付）

第6条 申し込みはインターネットの申込フォーム、メールまたはファックスにより行うものとする。

- 2 講習会受講者は、講習会の受講にあたり、講習中の事故・ケガ等に備えた傷害保険等に参加しているものとする。
- 3 講習会を実施するもの（以下「講習会運営者」という。）は、第1項の申し込みを受け付けたときは申込者に受講番号等の必要な事項をメールで連絡することとする。
- 4 講習会の定員は、講習会受講者は1会場9名、見学者は1会場15名までとする。

（講習会運営者の実施事項）

第7条 知事は、講習会の実施を適切な能力を有する第三者に委託することとする。

- 2 講習会運営者は、次に掲げる事項を適切に実施するものとする。
 - (1) 講習会の司会進行
 - (2) 実習モデル、作業台、作業用踏み台、野縁組の設置
 - (3) 講習で使用する断熱材、野縁を取り付けるビスの確保
 - (4) 講習会受講者および見学者人数分の駐車スペースの確保

- (5) 救急箱の用意（講習会受講者の軽度な切り傷等に備える）
- (6) 講習会の安全確保
- (7) 研修後の会場の清掃、使用済み断熱材等の処分

（実技講習の服装と工具）

第8条 講習会受講者の実技講習時の服装は、別表1のとおりとする。

- 2 実技講習で使用する工具は、別表2に掲げる工具とし、講習会受講者が自ら用意するものとする。

（修了証の発行）

第9条 知事は、講習会の受講を修了した者（以下「受講修了者」という。）に、受講修了証を発行する。受講修了証は、受講修了者が次項に掲げるアンケートに回答した後に、メールにて送付するものとする。なお、受講修了証の再発行は行わないものとする。

- 2 知事は、講習会の質の向上を図るため、受講修了者にアンケートを行うものとする。
- 3 知事は、次に掲げる事項を登載した名簿を作成し、保存するものとする。
 - (1) 受講修了者の氏名
 - (2) 受講修了者の所属する事業者の名称、所在地

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、講習会の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表1

ヘルメット、作業着上下（長袖、長ズボン）、作業手袋（軍手不可）、作業靴（スニーカーも可）、道具袋・ベルト
--

別表2

電動丸ノコと丸ノコガイド定規（床の押出法ポリスチレンフォームの断熱材のカットに使用）、タッカーと針、メジャー、充電式インパクトドライバー（ネジ締め）、かなづち、ノコギリ、カッター、ハンディーの墨つぼ、差し金、ペン（印付けに使用）、ペン（講習会受講者アンケート等に使用）
--